

2008年5月8日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年4月25日付けで諮問（第323号）された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会に応じなければならない拘束力はない。

そこで、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について警視庁に問い合わせをしたところ、「捜査の内容の詳細については回答できないが、当庁において捜査中の詐欺事件で、容疑者（照会対象者）が融資を受ける際、平成18年10月26日に藤沢市で発行された印鑑登録証明書が使用されており、その印鑑登録証明書の真贋及び印鑑登録申請の手続きが容疑者本人によって行われたかを確認するため、印鑑登録証明書の交付の有無をはじめ照会した内容が必要である。また、捜査の性格上、現在抹消されていた場合においても照会した内容が必要である」とのことであった。

したがって、本件照会は、別添の「捜査関係事項照会書」のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

今回の照会の目的は捜査上「印鑑登録証明書の真贋、いつ、誰が、どのような印鑑を使用し印鑑登録の申請を行い、誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり、この目的外提供に係る個人情報には印鑑登録証明書及び印鑑登録申請書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に依る必要があるものと判断した。

ウ 目的外提供する個人情報

目的外提供依頼のあった個人情報のうち「印鑑登録証明書の写し」については、印鑑登録が転出のためすでに抹消されており作成することできないため、今回の目的外提供する個人情報はつぎのとおりである。

(ア) 印鑑登録申請書の写し

- a 申請者の住所、氏名、フリガナ、生年月日
- b 手続きにきた人
- c 手続きにきた人の本人確認事項
- d 印鑑登録証を受領した者の印鑑
- e 申請した年月日
- f 登録する印鑑
- g 登録証番号

なお、以下の事項についての記載はない。

h 手続きにきた人が代理人の場合の住所、氏名、印鑑

i 藤沢市印鑑条例（以下「印鑑条例」という）第5条第2項第2号の規定による本人確認の場合の保証人の住所、署名、登録証番号及び登録してある印鑑

また、照会書にあった印鑑登録時における申請書に付随する関係書類の添付はない。

(イ) 平成18年10月26日に印鑑登録証明書の発行した事実の有無

エ 目的外提供の相手方

警視庁刑事部捜査課第二課長 司法警察員 警視正 渡邊 国佳

(2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(3) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書（写し）

イ 印鑑登録申請書

（平成19年12月10日条例改正前の書式）

ウ 参考条例

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の目的は捜査上「印鑑登録証明書の真贋、いつ、誰が、どのような印鑑を使用し印鑑登録の申請を行い、誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり、この目的外提供に係る個人情報は印鑑登録証明書及び印鑑登録申請書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、認

められるものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

- (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について
個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上